

## 船舶事故調査報告書

平成23年7月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月2日（土） 08時25分ごろ
発生場所	熊本県天草市横島東方沖 横島灯台から真方位110° 1,500m付近 （概位 北緯32° 22.5′ 東経130° 15.1′）
事故調査の経過	平成22年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第七 <sup>ゆうじん</sup> 祐神丸、4.3トン KM3-51636（漁船登録番号）、個人所有 10.16m（Lr）×2.83m×0.87m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成7年7月30日 B モーターボート 第2そよかぜ、5トン未満 293-19462熊本、個人所有 6.34m（Lr）×2.03m×0.64m、FRP ディーゼル機関、54.43kW、昭和62年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成21年10月19日 （平成27年5月10日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月19日 免許証交付日 平成20年6月11日 （平成26年1月12日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（甲板員） B なし
損傷	A 右舷中央部外板に破口及びFRPの剥離 B 船首部に擦過痕
事故の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、横島東方沖の漁場において、周囲に他船がないことを確認した上、船首を南東方に向け、ごち網の片方の引き綱先端に付けた浮標を左舷船尾から投入し、船長Aが操舵室で操船に当たり、直径約250mの円を描くように約4.5ノット（kn）の速力で左旋回しながら、引き綱、網、引き綱の順に投網作業を行ってい

	<p>た。</p> <p>船長Aは、左舷後方の引き綱の状態と最初に投入した浮標に到達するように旋回することに注意を向けていたことから、右舷側から接近するB船に気付かず、綱の投入を終えてもう一方の引き綱を約100m延出した頃、右舷船尾60°50m付近のところに接近するB船を初めて認めて機関を後進にかけたが、平成22年10月2日08時25分ごろ、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突し、A船の左舷船首部にいた甲板員が頸椎捻挫と頭部打撲を負った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、操舵室後壁の舵輪を持って立ち、約15knの速力で手動操舵により釣り場に向けて南進していた。</p> <p>船長Bは、左舷船首5°1,600m付近にA船を認めたが、その船首が東方を向いていたので、B船の進路上から遠ざかっていくものと思ひ、操舵室後方右舷側の椅子に腰掛け、左手で舵輪を操作しながら船首目標としていた灯浮標に向けて航行した。</p> <p>船長Bは、操舵室に左舷船首方の視界が遮られ、A船が旋回しながら左舷側から接近していることに気付かず、同じ針路及び速力で航行中、両船が衝突した。</p> <p>衝突後、船長Aは、所属漁業協同組合に海上保安部への事故の通報を依頼し、B船と共に係留地の天草市<sup>おおたお</sup>大多尾漁港に入港した。</p>		
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 1～2、視界 良好</p> <p>海象：海面 平穏</p>		
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、操業中、いつもは付近を航行する船舶は自船を避航していたので、周囲の他船の動向には注意を向けていなかった。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近において、ごち網漁が行われていること及びその漁法を知っていた。</p>		
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 1227 815 1384"> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> </td> <td data-bbox="815 1227 1452 1901"> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、横島東方沖において、左旋回をしながら投網中、船長Aが、左舷後方の引き綱の状態や左舷側の浮標に注意を向け、見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近するB船に衝突の直前まで気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、横島東方沖を南進中、船長Bが、左舷船首方にA船を認めた際、その船首が東方を向いていたのでB船の進路上から遠ざかっていくものと思ひ込み、A船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、A船が左旋回しながら接近していることに気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、横島東方沖において、左旋回をしながら投網中、船長Aが、左舷後方の引き綱の状態や左舷側の浮標に注意を向け、見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近するB船に衝突の直前まで気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、横島東方沖を南進中、船長Bが、左舷船首方にA船を認めた際、その船首が東方を向いていたのでB船の進路上から遠ざかっていくものと思ひ込み、A船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、A船が左旋回しながら接近していることに気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、横島東方沖において、左旋回をしながら投網中、船長Aが、左舷後方の引き綱の状態や左舷側の浮標に注意を向け、見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近するB船に衝突の直前まで気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、横島東方沖を南進中、船長Bが、左舷船首方にA船を認めた際、その船首が東方を向いていたのでB船の進路上から遠ざかっていくものと思ひ込み、A船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、A船が左旋回しながら接近していることに気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>		
<p>原因</p>	<p>本事故は、横島東方沖において、A船が左旋回しながら投網中、B船が南進中、船長Aが見張りを行わず、また、船長BがA船に対する適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>		

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。
----	--